

電子申請利用の原則化について

令和7年7月1日から特段の理由がない場合は、原則「医薬品等輸入確認情報システム」により医薬品等（注1）の輸入確認申請を行うこととなりました。

（注1）医薬品等とは、医薬品、体外診断用医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、再生医療等製品です。

毒物及び劇物の輸入確認申請は、電子申請の対象ではありません。

電子申請が可能な申請区分

- 個人使用のために輸入
- 医師等が治療に用いるために輸入
- 試験研究用に輸入

上記以外の申請区分（企業主体の臨床試験用に輸入など）は、電子申請の対象ではありません。

電子申請の手続案内

電子申請をご利用の方は、インターネットのヤフー等の検索画面で「輸入確認」と入力し、検索後に表示される「医薬品等輸入確認情報システム-厚生労働省」よりシステムの入口  へお進みください。

輸入確認

検索 

（注2）ご利用方法の詳細は、システム内の「利用方法（動画）」等をご覧ください。

（注3）2～3営業日程度で輸入確認証が発行され、郵送による書類の配送期間が短縮されます。